

改正

平成31年 3 月29日 条例第13号

令和元年10月18日 条例第24号

令和 2 年 3 月31日 条例第17号

吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)

第 1 条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の 8 の 2 第 1 項の条例で定める基準は、次条及び第 3 条に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令」という。）に定めるとおりとする。

(専用区画の面積の基準)

第 2 条 省令第 9 条第 2 項の規定の適用については、同項中「おおむね1.65平方メートル以上でなければならない。」とあるのは、「1.65平方メートル以上でなければならない。ただし、特別の事情があり、かつ、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。」とする。

(職員の基準)

第 3 条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上とする。ただし、その 1 人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。次項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち 1 人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 前 2 項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1 の支援の単位を構成する児童の数は、40人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は指定都市

の長が行う研修を修了したもの（初めて市内の放課後児童健全育成事業所の放課後児童支援員となった日から1年を経過する日までの間にある放課後児童支援員にあつては、同日までに当該研修の修了を予定している者を含む。）でなければならない。

- （１） 保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の資格を有する者
- （２） 社会福祉士の資格を有する者
- （３） 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業業者等」という。）であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- （４） 教育職員の免許状を有する者
- （５） 大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- （６） 大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- （７） 大学院において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- （８） 外国の大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- （９） 高等学校卒業業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市長が適当と認めるもの
- （10） 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めるもの

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年10月18日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日条例第17号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。